シルバーだより はむら

第141 号
編集・発行
会員数
男 400名
女 223名
計 623名
（令和3年３月末現在）

令和3年度　定時総会のお知らせ

日 時 ： 令和3年6月23日（水）午後2時00分～

会 場 ： ゆとろぎ地下 小ホール

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐために、3つの「密」を避ける必要がありますので縮小して開催いたします。

そのため、「委任状・議決権行使書」の提出にご協力ください。

この場合、当日の来場は不要となります。

※今後の状況次第では、ゆとろぎが使用できなくなることも想定されます。
その場合には、総会案内通知やホームページなどでお知らせいたします。

（公社）羽村市シルバー人材センター

設立40周年記念事業

◎当センターは昭和56年に羽村町高齢者事業団として設立され、本年で40周年の節目を迎えました。そこでコロナ禍が続く現状を考慮して事業を大幅に縮小しつつ、**「設立40周年記念事業」**を開催することとしました。

1. 開催日及び事業内容　令和3年6月23日（水）

※定時総会終了後に功労者表彰等の「表彰」のみを実施します。

2. 表彰基準及び被表彰者人数 ・・・ 合計65名

（1）功労者表彰

①センター役員として二期以上の者
②地域班長、地域連絡員、女性部会委員、安全・適正就業推進委員、就業開拓委員として5年以上の者
③会員として25年以上在籍している者
④会員として最高年齢者（男女各1名）

（2）会長が表彰に値すると認め、理事会で承認されたセンター活動への貢献者

（3）センター正副会長として、組織の充実、発展に寄与した者

3・表彰状及び記念品の授与

①表彰状等の授与は代表受領で実施（（1）～（3）の代表者7名を予定）
②その他の被表彰者には後日郵送で対応

4. その他の記念事業

①40周年記念事業抽選会
・定時総会では実施せず、7月以降の理事会において全会員を対象とした抽選会を実施する予定です。
・シルバーはむらふれあい祭りを実施する場合には、参加者（会員及び一般市民）を対象とした抽選会を計画しています。

②40周年記念会報の発行
シルバーだよりはむら10月号を「40周年記念事業会報」として全会員向けに発行します。

【令和3年度事業計画の概要】※主な新規・拡充事業（抜粋）

一．会員の増強

(1)センターPRの強化
○マイナスイメージからの転換を図ったPR（イメージ戦略）
○女性をターゲットにしたPR
○新規会員獲得のための継続的な活動
○市高齢者施策を通じたPRの依頼
○「シルバーはむらふれあい祭り」の実施

(2)入会説明会の充実
○健康推進事業の推進

(3)就業相談の充実

(4)様々な分野の仕事の開拓
○資格等一覧の作成

(5)会員の退会防止に向けた取組み
○新たな就業メニューの検討
○ボランティア活動メニューの増加
○退会せずに在籍できる会費負担の少ない制度の検討【新規】

(6)福祉・家事援助、育児支援分野の仕事の開拓

二．事業実績の拡大

(1)就業開拓
○PRチラシの配布、ポスティング
○地域に密着した家事援助・子育て支援・介護支援分野の仕事の開拓
○新規受注先の就業開拓
○人手不足分野の人員確保による就業拡大
○会員の携帯電話へのショートメッセージサービスの導入【新規】

(2)リサイクル事業
○リサイクルショップ「トコトン工房」の充実

(3)自主事業
○新たな教室の検討

三．安全就業の確立

(1)安全管理体制
○安全対策基本計画の策定

(2)事故防止措置、安全教育、安全意識の普及啓発
○「安全大会」実施の検討
○センター車両の安全装置搭載車両への更新
○自転車損害賠償保険への加入状況の確認及び制度の周知徹底

四．就業の改善

(1)未就業会員の解消
○ワークシェアリングの推進

(2)就業会員研修等の実施
○清掃作業を行っている会員向けの清掃研修
○会員の作業の質の維持・向上のための研修・講習会の実施の検討
○技能講習会の実施

(3)派遣会員教育訓練の実施

(4)顧客満足度の向上

(5)就業のミスマッチ

五．適正就業の推進

○適正就業ガイドラインに沿った事業運営
○長期就業の解消のため、就業期間が満了となる就業先の全会員への情報提供

六．社会奉仕等の推進

○ボランティア活動の推進
○市内清掃ボランティア活動の実施
○各地域班が実施するボランティア活動についての情報共有化

七．財源の確保

八．組織の充実

安全・適正就業推進委員会より

自転車による事故が増加しています。交通ルールを守り注意して利用しましょう。

シルバー会員は、全員が高齢者ですので、ちょっとの油断が大怪我につながります。

自転車が車両であるということを自覚して、交通ルールを守ることが必要です。

令和２年度中にシルバー保険の対象となる傷害事故が11件発生していますが、この内半数近くの「5件」が自転車関連の事故となっています。この5件について事故の概要を説明し、会員の皆さんに注意喚起を行いたいと思います。

①就業後に自転車で帰宅中、歩行者信号が赤で横断して車両と接触した。（全身を打撲）

②役員会準備のため、自転車で走行中、側溝蓋でスリップして転倒、ハンドルで胸を打った。（胸骨ひび）

③自転車で就業先へ向かう際、信号・横断歩道がない交差点（羽村街道）を横断中、右折車と接触、転倒した。（左ひじ骨折等）

④公園トイレ利用後、自転車で就業現場に戻る途中、バランスを崩し転倒した。（左肩腱断裂）

⑤センターへの用務後の帰宅中に横断歩道上で転倒した。（右大腿骨を骨折）

この様に不可抗力の場合も見られますが、交通ルールを守り走行すれば防げた事故があると思われます。

交通ルールを守り、注意して自転車を利用しましょう。

自転車保険加入義務化　もう一度確認を！

東京都は令和２年４月１日から自転車利用者に**『自転車賠償保険※1』の加入を義務化**しました。

※1 自転車利用中の事故により、他人にケガをさせてしまった場合等の損害を賠償できる保険

自転車を利用している方は必ず「自転車賠償保険」に加入しているかもう一度確認をしてください。

センターでは会員の皆様の検討の一助として、（一財）全日本交通安全協会の、**『サイクル安心保険』**を推奨しています。センターロビーにパンフレットを用意してあるのでご覧ください。

自転車安全利用五則

1.自転車は、車道が原則、歩道は例外
※ただし70歳以上の高齢者は歩道を通行することができます。

2.車道は左側を通行

3.歩道は歩行者優先で、車道よりも徐行

4.安全ルールを守る
・飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
・夜間はライトを点灯
・交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

5.子どもはヘルメットを着用

事故防止に努めましょう

総務部会より

市内清掃ボランティアを実施します

日程：6月10日（木）

センターでは、社会奉仕とセンターPRのため、毎年6月と10月に市内清掃ボランティア活動を実施しています。

清掃活動に参加して、地域に貢献するとともにセンターをより多くの人にPRしましょう!!

参加希望の方は、お住まいの地区の地域連絡員へ申込みをしてください。

なお、当日は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、マスクを忘れず着用してきてください。

事業部会より

『スマホ教室』について

事業部会では、今後より一層の普及が見込まれるスマートフォン（以下スマホ）の基本的な操作方法を教える**「初心者向けスマホ教室」**の開講を目指しています。

昨年12月に初心者向けスマホ教室の講師になる会員の育成を目的として、「スマホ教室講師養成講座」を初めて開催し、9名の会員が参加しました。

新型コロナウイルス感染拡大によるオンラインサービスの利用拡大が求められるなか、国は、令和3年度、デジタル活用に不安のある高齢者に対して、オンラインによる行政手続等の利用を促進する「デジタル活用支援推進事業」を実施します。

事業部会では、この「デジタル活用支援推進事業」の内容を精査した上で、この事業に公募申請することを予定しています。申請が承認された後、令和3年度中の「初心者向けスマホ教室」の開講を予定しています。

初心者向けスマホ教室の講師に興味のある方は、事務局までお問い合わせください。

◎５月 11 日(火)までの東京都の緊急事態宣言は、５月末まで約３週間延長されました。
◎羽村市では、５月 12 日(水)から 65 歳以上の希望者に対する新型コロナウイルスワクチン接種が始まりました。

１.緊急事態宣言(以下「宣言」)の実施

①宣言は4月25日～5月11日まで実施してきましたが、5月末までの延長が決定しました。

②今回は3回目の宣言でありますが、羽村市内の公共施設・駐車場の多くは休館(羽村市役所・福祉センター・富士見斎場は除く)

２.宣言による都民向け要請の内容

◎日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛
特に以下の項目について徹底

・20 時以降の不要不急の外出の自粛
・混雑している場所や時間を避けた行動をすること
・感染対策不十分な飲食店等の利用を控えること
・不要不急の都道府県間の移動は極力控えること
・路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動の自粛

※東京都ホームページ「新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等について」より抜粋(令和3年5月7日)

３.羽村市でのワクチン接種の実施

※ワクチン接種は強制ではなく、自らの意志での判断が必要です。

①65 歳以上の方に４月中旬以降、**ワクチン接種券**を発送しました。

②接種券受領後の予約方法
※接種第３弾は受付を終了しました(令和3年5月14日)
・インターネット予約システムから予約
・羽村市コロナワクチンコールセンターから電話予約
☎0570-030207(日・祝を除く午前９時～午後5時)
※ワクチン接種回数は１回目と、20 日以上(最低でも18日間)の間隔を開けた２回目の接種が必要です。
※接種会場は羽村市スポーツセンターです。

③市内接種対象者の優先順位
(1)医療従事者 → (2)65 歳以上になる方 → (3)高齢の方以外で基礎疾患のある方、高齢者施設等で従事している方 → (4)60～64 歳の方 → (5)それ以外の方

※広報はむら4月15日号「準備をすすめています新型コロナウイルスのワクチン接種その4」より抜粋(令和3年4月15日)

《会員の皆さんが新型コロナウイルス感染症に負けない生活を行うために！》
◎東京都では一人一人の方が次のような「新しい日常」を送ることをお願いしています。

基本的な感染予防

1. 手洗い・マスクの着用
①症状がなくても「マスク」を着用
②家に帰ったらまず手や顔を洗う

2. ソーシャルディスタンス
①人との間隔はできるだけ2m(最低1m)を確保
②遊びに行くならば屋内より屋外

3.「3つの密」を避けた行動
①換気の悪い「密閉空間」
②多数が集まる「密集場所」
③間近で会話や発声する「密接場面」

日常における感染予防実践例

4. 買物
①少人数・短時間で済ませよう
②レジでは間隔をあけよう
③通販やキャッシュレスを活用しよう

5. 娯楽・スポーツ等
①筋トレ・ヨガ等は動画・オンラインの活用
②公園は空いた時間、場所を選択
③ジョギング・ウォーキングは少人数で

(適度な運動)

6. 公共交通機関
①会話は控えめに
②混んでいる時間帯は避け、通勤は徒歩や自転車利用を併用しよう

7. 食事(新しい食事マナー)
①持ち帰り・出前・デリバリーを活用しよう
②大皿は避けて、料理は個々に分けよう
③対面でなく横並びで座ろう
④料理に集中し、おしゃべりは控えめに
⑤お酌、グラス・お猪口の回し飲みは避けよう

(お持ち帰りで宅飲み)

８．その他の留意点

一人一人の心掛けが、新型コロナウイルス感染症をはじめとした各種感染症の拡大を防ぎ、自身だけでなく家族・友人・隣人の命を守ることにつながります。

※羽村市ホームページ「新しい日常」より抜粋(令和2年5月26日)